

令和7年2月4日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年2月4日
(2) 事業者の氏名又は名称	東急バス 株式会社（法人番号：5013201004029） 代表者 古川 卓
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都目黒区東山3-8-1 (瀬田営業所) 東京都世田谷区上野毛4-37-7
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 60日車
(5) 主な違反の条項	道路運送車両法第58条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年8月2日、無車検運行の疑いを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)定期点検整備等の未実施(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)、(2)無車検運行(道路運送車両法第58条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年2月4日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年2月4日
(2) 事業者の氏名又は名称	ニュープリンス高速バス株式会社（法人番号：1010401104538） 代表者 鈴木 敦
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都八王子市丹木町2-207-1 (本社営業所) 東京都八王子市丹木町2-207-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 10日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第46条
(6) 違反行為の概要	令和6年9月3日及び令和6年9月11日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)整備管理者の研修受講義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第46条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年2月12日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年2月12日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社染谷交通（法人番号：1040002090415） 代表者 染谷 實
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 千葉県柏市北柏2-11-9 （本社営業所） 千葉県柏市北柏2-11-9
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第26条の2
(6) 違反行為の概要	令和6年11月20日、死亡事故があった旨公安委員会からの通知により監査を実施。3件の違反が認められた。(1) 事故の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第26条の2)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)整備管理者解任の未届出(道路運送車両法第52条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。（一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.（4）但し書き参照）

令和7年2月18日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年2月18日
(2) 事業者の氏名又は名称	関東バス株式会社（法人番号：8011201001183） 代表者 阿部 末広
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都中野区東中野5-23-14 (阿佐谷営業所) 東京都杉並区下井草1-5-3
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 10日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年7月31日、労働局からの通報により監査を実施。1件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年2月26日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

茨城運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年2月26日
(2) 事業者の氏名又は名称	関東鉄道株式会社（法人番号：8050001009061） 代表者 登嶋 進
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 茨城県土浦市卸町1-1-1 （土浦営業所） 茨城県土浦市川口2-7-26
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年10月25日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。（一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.（4）但し書き参照）